

## 重度心身障害者等の医療福祉費支給制度（マル福）の対象者を拡大します

茨城県の補助制度の改正に伴い、重度心身障害者等に係る医療福祉費支給制度（マル福）の助成対象を拡充します。次の要件に該当する方は申請をお願いします。

※ご本人、扶養義務者の前年の所得によっては、該当にならない場合があります。

### ▶新たに対象となる方

次の①～③のいずれかを満たす方

- ①身体障害者手帳4級かつ療育手帳所持者（知能指数50以下おおむねB程度）
- ②身体障害者手帳3級または4級かつ精神障害者保健福祉手帳2級
- ③精神障害者保健福祉手帳2級かつ療育手帳所持者（知能指数50以下おおむねB程度）

### ▶申請先 ㊸健康保険課または㊹暮らしの窓口課

▶申請に必要なもの ・ご本人の健康保険証 ・口座番号の確認できるもの ・印鑑（朱肉を使うもの）  
・該当する障害者手帳（療育手帳の場合は知能指数が確認できる「判定結果書」）

### ▶手続きができる方 本人または本人と同一世帯の方

※本人と別世帯の方が手続きを行う場合には、委任状が必要です。

◆問い合わせ = ㊸健康保険課（内線1252）・㊹暮らしの窓口課（内線8026）



## 国民健康保険

## 保険証の切り替えには届出が必要です

社会保険などを脱退して国民健康保険に加入する方、社会保険などに加入したため国民健康保険を脱退する方は、手続きが必要です。※会社では、手続きを行いません。ご自身での手続きとなります。

手続き	<b>社会保険などを脱退して国民健康保険に加入する場合</b> ※手続きは、社会保険などの喪失日以降に可能となります。	<b>社会保険などに加入したため国民健康保険を脱退する場合</b>
届出に必要なもの	・社会保険などを脱退したことが確認できる喪失証明書など ・顔写真付きの本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・マイナンバーが確認できるもの	・社会保険などの保険証 ・国民健康保険の保険証
届出先	㊸健康保険課または㊹暮らしの窓口課	
手続きができる方	本人または本人と同一世帯の方 ※本人と別世帯の方が手続きを行う場合には、委任状が必要です。	

◆問い合わせ = ㊸健康保険課（内線1220）・㊹暮らしの窓口課（内線8027）

**無料 法務相談予約受付中**

相続・遺言 名義変更 登記

ご予約は  
こちらまで ☎ **0120-339-478** 常総市役所より  
車2分

**荒井司法書士行政書士事務所**  
〒303-0024 常総市水海道栄町 2680-11

ご予約受付時間  
平日 9:30～18:00

**うちの子「結婚」しないのかしら？**

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、  
プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

**結婚相談所ハズベル** ☎ **029-869-9128**